

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成 29 年第 3 回箕面市議会定例会議案
(追加第 2 号)

箕 面 市

平成 29 年第 3 回箕面市議会定例会議案
(追加第 2 号)

第104号議案 箕面市立市民文化ホール条例改正の件	1
第105号議案 箕面市立図書館条例改正の件	5
第106号議案 箕面市立生涯学習センター条例改正の件	13
第107号議案 箕面市生涯学習審議会条例制定の件	23
第108号議案 箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面白転車駐車場条例改正の件	27

第一百四号議案

箕面市立市民文化ホール条例改正の件

箕面市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例

箕面市立市民文化ホール条例（平成十六年箕面市条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える。

(仮称) 箕面市立新文化ホール	箕面市船場東三丁目
-----------------	-----------

第二条に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

第八条第一項の表に次のように加える。

（仮称）箕面市立新文化ホール	市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める日
化ホール	市民の円滑な利 用を阻害するお それのない範囲 で、あらかじめ 市長の承認を得 て指定管理者が 定める時間

第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 指定管理者は、（仮称）箕面市立新文化ホールの開館時間及び休館日を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

第十四条に次の一号を加える。

五 指定管理者が文化ホールの管理上支障があると認めるとき。

附則第三項の前の見出しを削り、同項及び附則第四項を次のように改める。

(選定事業者を指定管理者に指定する場合の特例)

3 市長は、(仮称) 篠面市立新文化ホールの最初の指定管理者の指定手続については、第四条の規定にかかわらず、当該文化ホールの建設に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第二百十七号)第八条第一項の規定により選定した民間事業者(次項において「選定事業者」という。)を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

4 第四条第三項の規定は、前項の規定により選定事業者を指定管理者の候補者として選定する場合について準用する。

附則第五項に見出しつして「(経過措置)」を付し、同項中「新条例」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十三年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の前の見出しを削る改正規定、同項及び附則第四項の改正規定、附則第五項に見出しを付する改正規定、同項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第一条の規定により新たに設置される文化ホールの管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

(仮称) 篠面市立新文化ホールを新たに設置するため、本条例を改正するものである。

第一百五号議案

箕面市立図書館条例改正の件

箕面市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立図書館条例の一部を改正する条例

箕面市立図書館条例（昭和四十一年箕面市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 会議室等の利用（第六条—第十八条）

第三章 指定管理者による管理（第十九条—第二十八条）

第四章 雜則（第二十九条）

附則

第一章 総則

第一条の表を次のように改める。

名 称	位 置
箕面市立中央図書館	箕面市箕面五丁目一一番二二三号
箕面市立東図書館	箕面市粟生間谷西三丁目一番三号
箕面市立桜ヶ丘図書館	箕面市桜ヶ丘四丁目一九番三号
箕面市立萱野南図書館	箕面市船場西三丁目八番一二二号

箕面市立西南図書館	箕面市半町四丁目六番三九号
箕面市立小野原図書館	箕面市小野原西五丁目二番三六号
(仮称) 箕面市立船場図書館	箕面市船場東三丁目

第二条中「、その他」を「その他」に改める。

第三条の見出し中「と地区図書館の関係」を「の役割」に改め、同条中「地区図書館」を「他の図書館」に改める。

第十七条中「箕面市教育委員会規則」を「委員会規則」に改め、同条を第二十九条とし、同条の前に次の一章及び章名を加える。

第三章 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第十九条 委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により（仮称）箕面市立船場図書館（以下この章において単に「図書館」という。）の管理を委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 図書館法第三条各号に掲げる事項（同条第一号に掲げる事項のうち収集に関するもの、同条第二号に掲げる事項のうち目録の整備に関するもの及び同条第五号に掲げる事項を除く。）に関すること。
- 二 図書館の施設（委員会規則で定める施設に限る。）の利用の許可等に関すること。

三 図書館の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

- 四 前二号に掲げるもののほか、第二条の目的を達成するために委員会が定める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あら

かじめ委員会の承認を得て業務の一部を委託することができる。

(指定管理者の指定手続)

第二十条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、指定を受けようとする法人その他の団体に事業計画書その他委員会が定める書類を提出させるものとする。

2 委員会は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するもののうちから、図書館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 図書館を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 前条第二項の業務を効果的に実施できること。

三 図書館の運営を通じて、地域の生涯学習活動の振興を図る能力を有すること。

四 図書館を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(変更の届出)

第二十一条 指定管理者は、その名称、所在地その他委員会が定める事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を委員会に届け出なければならぬ。

(指定の取消し等)

第二十二条 委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第一百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第十九条第二項の業務を適正に行うことができなくなつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、図書館の管理運営上不適切な行為があつたとき。

2 委員会は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(利用料金)

第二十三条 図書館の施設（委員会規則で定める施設に限る。）の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

4 指定管理者は、委員会規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、

又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を委員会規則で定める基準に従い、還付することができる。

(指定管理者が行う管理等の読替え)

第二十四条 指定管理者が図書館の管理運営を行う場合における第一章の規定の適用については、第五条中「、専門的職員その他必要な職員」とあるのは、「及び図書館に関する専門的又は技術的な知識等を有する者」とする。

2 第六条、第七条、第九条及び第十二条の規定は、指定管理者が第十九条第二項第二号の業務を行う場合について準用する。この場合において、

次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項	箕面市立西南図書館 (以下「西南図書館」という。)の会議室及び和室(以下「会議室等」という。)	図書館の施設(委員会規則で定める施設に限る。以下「特定施設」という。)
第六条第一項、第九条及び第十一号	箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)	指定管理者
第六条第二項、第七条、第九条及び第十一号	委員会	利用者
第六条第二項、第七条、第九条及び第十一号	会議室等	指定管理者
第十一号	利用ができなくなつたとき	特定施設
第十一号	、市が特定施設を利用する必要があるとき、又は特定施設が利用できないと委員会が認めるとき	

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第二十五条 指定管理者は、図書館の管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 図書館の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。
(意見の聴取)

第二十六条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第二十四条第一

項において準用する第七条第三号又は第十一一条第五号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう委員会に求めるものとする。

2 第十二条の規定は、前項の規定による求めがあつた場合について準用する。

(原状回復義務)

第二十七条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第二十二条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなつた施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第二十八条 指定管理者は、図書館の施設、附属設備等を破損し、若しくは滅失したとき、又は図書館資料を紛失したときは、委員会の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

第四章 雜則

第十六条を削り、第十五条を第十八条とし、第十一一条から第十四条までを三条ずつ繰り下げる。

第十条中「第五条第三号」を「第七条第三号」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(駐車できる自動車)

第十三条 西南図書館の駐車場（以下「駐車場」という。）に駐車できる自動車は、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表に規定する普通自動車のうち高さが二・三メートル以下のものとす

する。

第九条第一号中「利用者」を「使用者」に、「違反した」を「違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わない」に改め、同条を第十一条とする。

第八条第一項中「駐車場」を「第十三条に規定する駐車場」に改め、同条を第十条とする。

第七条を削り、第六条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(特別の設備の設置等)

第九条 使用者は、会議室等を利用するに当たって、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

第五条第二号中「施設」を「図書館の施設」に改め、同条を第七条とする。

第四条の見出し中「申請」を「許可等」に改め、同条第一項中「図書館」を「箕面市立西南図書館（以下「西南図書館」という。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第四条を第六条とし、同条の前に次の二条及び章名を加える。

(開館時間、休館日等)

第四条 図書館の開館時間及び休館日並びに図書館資料の貸出し及び利用に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める。

(館長等)

第五条 図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

第二章 会議室等の利用

別表第一及び別表第二中「第八条関係」を「第十条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十三年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(簗面市立図書館協議会設置条例の一部改正)

2 簗面市立図書館協議会設置条例（昭和六十二年簗面市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「簗面市立図書館に」を「簗面市立中央図書館に」に改め、同条に次の二項を加える。

2 協議会は、簗面市立図書館に関する事項を取り扱うものとする。
(準備行為)

3 改正後の簗面市立図書館条例第二十条の規定による管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他図書館の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

(仮称) 簗面市立船場図書館を設置し、指定管理者制度を活用するため、本条例を改正するものである。

第一百六号議案

箕面市立生涯学習センター条例改正の件

箕面市立生涯学習センター条例の一項を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立生涯学習センター条例の一項を改正する条例

第一条 箕面市立生涯学習センター条例（昭和六十一年箕面市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

箕面市立西南生涯学習センター	箕面市瀬川三丁目二番五号
----------------	--------------

第十九条中「箕面市教育委員会規則」を「委員会規則」に改め、同条を第二十一条とする。

第十八条を削り、第十七条を第二十条とする。

第十六条中「第十二条第三号」を「第十五条第三号」に、「前条第一項第二号」を「前条第二号」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条第一項第二号中「第十二条各号」を「第十五条各号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 災害その他やむを得ない理由により使用ができなくなつたとき。

第十五条第二項を削り、同条を第十八条とし、第八条から第十四条までを三条ずつ繰り下げる。

第七条を削り、第六条の二を第十条とし、第六条を第九条とする。

第五条第一項中「箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）」を

「委員会」に改め、同条を第八条とする。

第四条を第七条とし、第三条を第六条とし、第一条の次に次の三条を加える。

(事業)

第三条 センターは、次の事業を行う。

- 一 生涯学習及び文化活動に係る事業の実施に関すること。
- 二 センターの施設の使用の許可に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第四条 センターの開館時間及び休館日は、箕面市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める。

(職員)

第五条 センターに、館長その他必要な職員を置く。

別表中「第九条関係」を「第十二条関係」に改め、同表箕面市立東生涯学習センターの部の次に次のように加える。

			箕面市立西南生涯学習センター	音楽室	三〇	一、二三〇	一、六四〇	二、八七〇	三、二八〇	四、五一〇
		ホール	一〇〇	二、三一〇	三、〇九〇	三、〇九〇	五、四〇〇	六、一八〇	八、四九〇	
		大会議室	四五	九三〇	一、一三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇	
		料理実習室	三〇	九三〇	一、一三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇	
		和室	一八	四六〇	六一〇	六一〇	一、〇八〇	一、二四〇	一、七〇〇	
		アートルーム	三〇	九三〇	一、一三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇	
		会議室	二〇	四六〇	六一〇	六一〇	一、〇八〇	一、二四〇	一、七〇〇	
		活動室	二五	九三〇	一、一三〇	一、二三〇	二、一六〇	二、四六〇	三、三九〇	
		ギャラリー	一	三一〇	四一〇	四一〇	七二〇	八二〇	一、一三〇	
		ギャラリー	一二	三一〇	四一〇	四一〇	七二〇	八二〇	一、一三〇	
		ギャラリー	一二	三一〇	四一〇	四一〇	七二〇	八二〇	一、一三〇	

別表附属設備の部中「東生涯学習センターホール」を「東生涯学習センター及び西南生涯学習センターのホール」に改める。

第二条 箕面市立生涯学習センター条例の一部を次のように改正する。

第六条から第十条までを削り、第十一条を第六条とし、第十二条から第十七条までを五条ずつ繰り上げる。

第十八条第二号中「第十五条各号」を「第十条各号」に改め、同条を第十三条とする。

第十九条中「第十五条第三号」を「第十条第三号」に改め、同条を第十四条とし、第二十条を第十五条とし、第二十一条を第十六条とする。

別表中「第十二条関係」を「第七条関係」に改める。

第三条 箕面市立生涯学習センター条例の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 施設の使用（第六条—第十五条）

第三章 指定管理者による管理（第十六条—第二十三条）

第四章 雜則（第二十四条）

附則

第一章 総則

第一条中「以下」を「第三章を除き、以下」に改める。

第二条の表に次のように加える。

(仮称) 箕面市立船場生涯学習センター	箕面市船場東三丁目
---------------------	-----------

第五条中「センター」の下に「(第十六条第一項に規定する指定管理者が管理を行うセンターを除く。)」を加え、同条の次に次の章名を付す

る。

第二章 施設の使用

第十六条を第二十四条とし、第十五条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第十六条 委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により（仮称）箕面市立船場生涯学習センター（以下この章において単に「センター」という。）の管理を委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

- 2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
 - 一 第三条の事業の実施に関すること。
 - 二 センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
 - 三 施設の予約システムを利用したセンターその他の施設に係る市民の利便性の確保に関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために委員会が定める業務
- 3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て業務の一部を委託することができる。
(指定管理者の指定手続)
- 第十七条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、指定を受けようとする法人その他の団体に事業計画書その他委員会が定める書類を提出させるものとする。
- 2 委員会は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次

に掲げる基準に該当するもののうちから、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 センターを利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 前条第二項の業務を効果的に実施できること。

三 センターの運営を通じて、地域の生涯学習活動の振興を図る能力を有すること。

四 センターを適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(変更の届出)

第十八条 指定管理者は、その名称、所在地その他委員会が定める事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を委員会に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第十九条 委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第十六条第二項の業務を適正に行うことできなくなつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理運営上不適切な行為があつたとき。

2 委員会は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生

じた損害については、一切その責を負わない。

(指定管理者が行う管理等の読み替え)

第二十条 指定管理者がセンターの管理運営を行う場合における第二章（第七条から第九条までを除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条、第十条、第 十一条及び第十三条	使用
第六条、第十条第四 号及び第十一条から 第十四条まで	委員会 指定管理者
第十三条第三号	使用がで きなくなつた とき
第十四条	聴くことが できる
第十五条	使用者 指定管理者又はセンターの利 用の許可を受けた者

(利用料金)

第二十一条 センターの利用の許可を受けた者は、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ委員会の承認を得て利用料金を定めるものとする。
- 3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

5 指定管理者は、委員会規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を委員会規則で定める基準に従い、還付することができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第二十二条 指定管理者は、センターの管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 センターの業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(原状回復義務)

第二十三条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第十九条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなつた施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。

ただし、委員会が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

第四章 雜則

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四項及び第五項の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成三十年四月一日

三 第三条の規定 平成三十三年四月一日

(箕面市立公民館条例の廃止)

2 箕面市立公民館条例（昭和四十年箕面市条例第六号）は、廃止する。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六十四の項」を「六十三の項」に、「六十五の項」を「六十四の項」に改め、同条第四項中「六十五の項」を「六十四の項」に改める。

別表中五十五の項を削り、五十六の項を五十五の項とし、五十七の項から六十五の項までを一項ずつ繰り上げる。

(準備行為)

4 第一条の規定による改正後の箕面市立生涯学習センター条例の規定に基づく使用の許可、使用料の徴収その他必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

5 第三条の規定による改正後の箕面市生涯学習センター条例第十七条の規定による管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他管理に必要な準備行為並びにセンターの利用の許可その他必要な手続は、第三条の規定の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

箕面市立西南生涯学習センター及び（仮称）箕面市立船場生涯学習センターを設置し、一部のセンターに指定管理者制度を活用するため、本条例を改正するものである。

第一百七号議案

箕面市生涯学習審議会条例制定の件

箕面市生涯学習審議会条例を次のように定める。

平成二十九年九月四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市生涯学習審議会条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する事項について、箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その意見を答申するほか、生涯学習の振興に関し、委員会に意見を申し出ることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

- 一 学校教育の関係者
- 二 社会教育の関係者
- 三 社会教育関係団体の関係者
- 四 学識経験者
- 五 市民

(任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第六条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第八条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第九条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表五十五の項中「生涯学習センター運営審議会」を「生涯学習審議会」に改める。

(提案理由)

生涯学習に関する施策を総合的に調査審議等をする審議会を設置するため、本条例を制定するものである。

第一百八号議案

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例改

正の件

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例（平成二十五年箕面市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市立駐車場条例

本則（第十一條第一項を除く。）中「駐車場等」を「駐車場」に改める。
第一条中「箕面駅周辺」を「駅周辺」に、「及び公共の福祉に資するとともに、商業の振興及び市街地の健全な発展を促進し、」を「、公共の福祉及び」に、「箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場」を「箕面市立駐車場」に改め、同条の表箕面市立箕面駅前第一駐車場の項中「箕面市箕面六丁目四番」を「箕面市箕面六丁目四番一七号」に改め、同表箕面市立箕面駅前第二駐車場の項の次に次のように加える。

（仮称）箕面市立船場駐車場	箕面市船場東三丁目
---------------	-----------

第一条の表箕面市立箕面自転車駐車場の項中「箕面市箕面六丁目四番」を「箕面市箕面六丁目四番一七号」に改め、同表に次のように加える。

箕面市立桜井自転車駐車場	箕面市桜井二丁目一番二号
箕面市立牧落自転車駐車場	箕面市桜五丁目一番五号

第四条を次のように改める。

(駐車できる自動車等)

第四条 駐車場に駐車できる自動車等は、次のとおりとする。

駐 車 場	駐車できる自動車等
箕面市立箕面駅前第一駐車場	普通車、普通車（中型）及び単車
箕面市立箕面駅前第二駐車場	普通車
(仮称) 箕面市立船場駐車場	普通車及び単車
箕面市立箕面白転車駐車場	原動機付自転車及び自転車
箕面市立桜井自転車駐車場	原動機付自転車及び自転車
箕面市立牧落自転車駐車場	原動機付自転車及び自転車

第五条の見出し中「第一駐車場」を「箕面駅前第一駐車場」に改め、同

条中「第一駐車場」を「箕面市立箕面駅前第一駐車場」に改める。

第七条第一項中「公募する」を「次に掲げる駐車場の区分に応じて当該各号に定める方法による」に改め、同項に次の各号を加える。

一次号の駐車場以外の駐車場 指定管理者を公募する方法

二 箕面市立桜井自転車駐車場及び箕面市立牧落自転車駐車場 指定管理

者に指定しようとする者を市長が自ら選定する方法

第七条第二項中「前項」を「前項第一号」に改め、同条第三項に後段と

して次のように加える。

第一項第二号の規定により市長に選定された者も、同様とする。

第八条第一項中「前条第一項」を「前条第一項第一号」に、「指定管理者の候補者を自ら選定する」を「同項第二号に定める方法による」に改め、同条第二項を削る。

第十一条の見出しを「(入出場日等)」に改め、同条第一項中「駐車場等の供用の日は、毎日とし、供用の時間」を「自動車等を駐車場に入場させ、又は出場させることができる日は、毎日（規則で定める日を除く。）とし、その時間」に、「あらかじめ」を「あらかじめ」に改め、同条第二項中「供用の日時」を「同項に規定する日及び時間」に改める。

第十三条に次の三項を加える。

2 駐車場は、規則で定める場合を除くほか、引き続き、規則で定める日数を超えて自動車等を駐車することができない。

3 前項に規定する利用の限度の期間を超えた原動機付自転車及び自転車については、箕面市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例（昭和六十一年箕面市条例第十七号）第八条第一項に規定する放置禁止区域に放置されているものとして、同条例第十条から第十三条までの規定を適用する。

4 前項の規定による措置を講じたときは、指定管理者は、同項の利用の限度の期間に係る第十六条第一項に規定する利用料金を徴収しないものとする。

附則第四項中「基づく」を「より設置される第七条第一項第一号に規定する駐車場の」に、「第七条」を「同項」に、「駐車場等」を「当該駐車場」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の表箕面市立箕面駅前第一駐車場の項及び箕面市立箕面白転車駐車場の項の改正規定、附則第四項の改正規定並びに次項の規定

公布の日

二 第一条の表箕面市立箕面駅前第二駐車場の項の次に一項を加える改正規定及び第四条の改正規定（同条の表（仮称）箕面市立船場駐車場の項に係る部分に限る。） 平成三十三年四月一日

（準備行為）

2 改正後の第一条の規定により新たに設置される駐車場の管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他駐車場の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（箕面市立自転車駐車場条例の廃止）

3 箕面市立自転車駐車場条例（昭和五十五年箕面市条例第二十号）は、廃止する。

（経過措置）

4 前項の規定による廃止前の箕面市立自転車駐車場条例の規定により発行された駐車定期券及び回数駐車券の取扱いについては、なお従前の例による。

（提案理由）

（仮称）箕面市立船場駐車場を設置するとともに、箕面市立桜井自転車駐車場及び箕面市立牧落自転車駐車場の管理について指定管理者制度を活用するため、本条例を改正するものである。